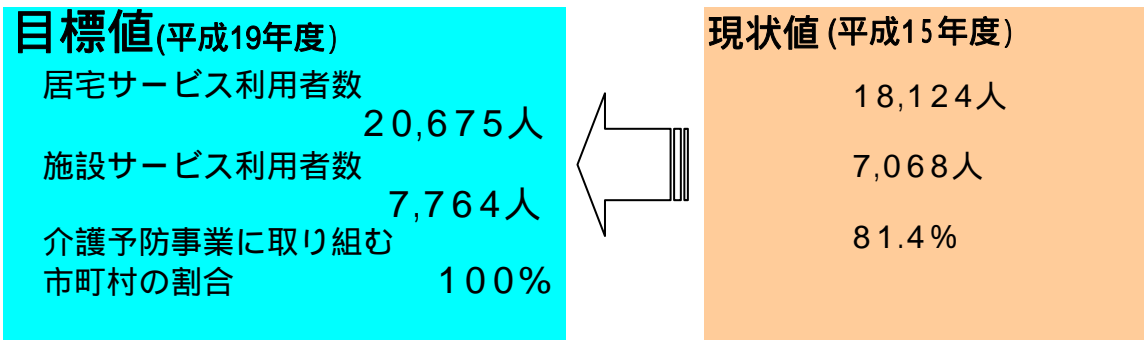


施策 (- 3 - 3) 高齢者保健福祉サービスの充実

目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざし、保健と福祉の連携のもとに良質な居宅・施設サービスを提供します。

成果指標と目標値



各市町村で提供する介護給付の対象となる居宅サービスの総利用者数です。

各市町村で提供する介護給付の対象となる施設サービスの総利用者数です。

筋力向上などの介護予防事業に取り組む市町村の割合です。

現状と課題

本県の総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は、平成15年に26.4%(全国第1位)となり、さらに75歳以上の「後期高齢者」の比率は同年で13.0%に達し、今後も大幅な増加が予想されています。(図表1参照)

要介護者の出現率が高い後期高齢者の増加は、介護サービスの利用者の増加要因になることから、デイサービスの充実など介護サービスの基盤整備の一層の充実が必要となっています。

要介護になっても個人の尊厳が大切にされ、できるだけ住み慣れた地域で自立して生活していけるよう、介護保険制度の本旨である居宅での生活支援の充実強化を図ることが重要となっています。要介護高齢者とその家族が安心して利用できるようサービス評価の推進、ケアマネジメントの質の向上などに取り組む必要があります。

認知症(痴呆性)高齢者は特有の精神症状や行動障害を伴うため、個々の状態に応じたサービスの提供が必要です。認知症高齢者が、尊厳を保ちながら地域で穏やかな生活を送ることができ、精神的・身体的に負担の大きい家族も安心して生活できるよう介護の質的な向上を図ることが必要です。

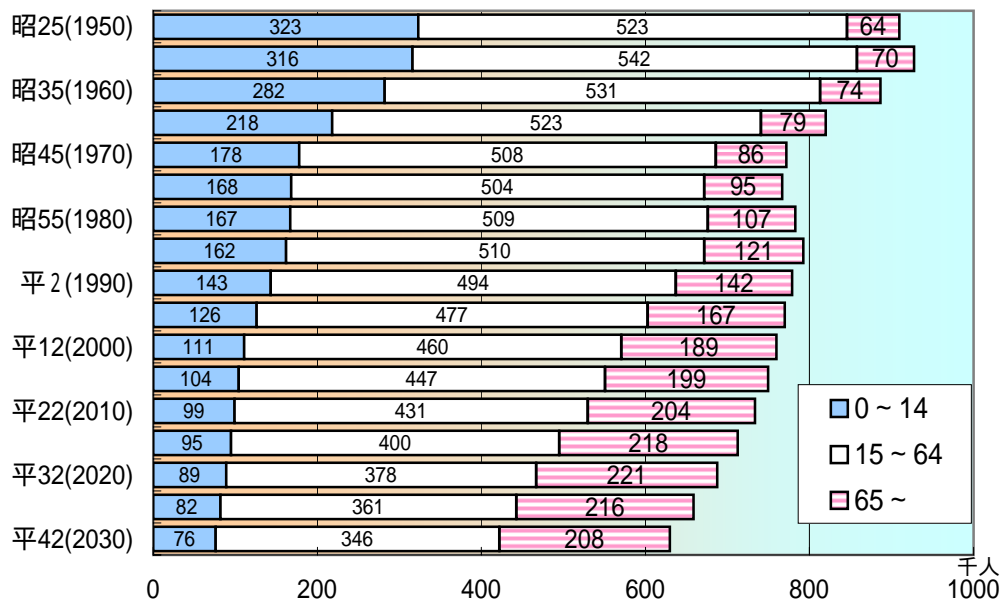
高齢者がいつまでも自立した質の高い生活を送るために、要介護状態とならないよう介護予防への取り組みが一層重要になっています。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>介護保険制度運営・施行支援事業</p> <p>〔担当課〕高齢者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>介護保険制度の各保険者に対する財政支援等を行い公正な介護サービスが提供されるよう、指定事業者の監査指導等を行うことにより、制度の安定運営を図り、介護保険制度の一層の充実をめざします。</p> <p>介護保険制度運営支援事業 介護保険制度施行支援事業</p>
<p>介護保険サービス充実強化事業</p> <p>〔担当課〕高齢者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>要介護者が尊厳を持ち、できる限り自立して生活できるよう、居宅・施設サービスの基盤整備と質の向上を図ります。</p> <p>介護保険施設等整備事業</p>
<p>高齢者介護予防・安心生活推進事業</p> <p>〔担当課〕高齢者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>高齢者が要介護状態にならないようにする介護予防や日常生活支援、そのための拠点整備等を総合的に推進します。</p> <p>高齢者介護予防推進事業</p>
<p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>介護サービスの質の向上を促し、利用者が良質なサービスを適切に選択できるよう、第三者による介護サービスの質を評価し、利用者への評価結果の開示等をモデル的に実施します。</p> <p>介護サービス向上研修事業</p>

図表 1 年齢3区分別人口の推移（島根県）



資料

平成12年までは「国勢調査」及び県統計課「推計人口」

平成17年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」